

佐賀市議会定例会議案説明

(令和7年12月1日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明いたします。

*

*

まず、補正予算議案について、御説明いたします。

今回の補正予算は、制度改正に伴う対応のほか、緊急を要する経費などについて、所要の補正措置を講じております。

第92号議案「一般会計補正予算（第6号）」は、補正額約6億1,300万円で、補正後の予算総額は、約1,166億1,900万円となっております。

以下、主な内容を御説明いたします。

まず、学校体育館空調設備整備調査事業について、

- この事業は、学校教育の充実に加え、社会体育などの地域活動の拠点として、また災害時の避難所としても活用される市立小中学校体育館への空調設備の整備に向けて、各体育館の現状や有効な整備方式、概算事業費等を調査するものです。

近年、夏季の猛暑が続く中で、教育・地域・防災の各側面から、快適で安全な環境整備に向けた第一歩となるものです。

次に、児童クラブ運営経費については、

○ 待機児童を解消し、小学6年生までの受入れを実現するため、民間事業者の運営ノウハウを活用するなど、様々な手段を用いて定員拡充の取組を進めております。

今回は、神野小学校及び高木瀬小学校において、仮設型の児童クラブ館を整備するため、その外構工事等に要する経費を計上するとともに、仮設型の児童クラブ館の借上げに要する経費を債務負担行為として措置いたしております。

これにより、受入定員を約220名拡充し、令和9年4月には全35校区で小学6年生までの受入れの実現を目指します。

以上、「一般会計補正予算（第6号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、市税、国・県支出金等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部並びに特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、条例議案について御説明いたします。

第97号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事院及び佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、給料表の改定をするほか、期末手当及び勤勉手当の改定などを行うものであります。

第98号議案「佐賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例」は、佐賀中部広域連合火災予防条例の一部改正により林野火災に関する注意報が新設されることに伴い、火入れの中止の条件に当該注意報が発せられた場合を追加するものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。